



「木村情報技術株式会社」の取組内容

所在地 : 佐賀市

業 種 : 情報サービス業

労働者数 : 422人(うち女性188人) ※令和3年10月現在

時間外労働の算定基礎となる事業年度:平成30年11月～令和3年6月

認定日 : 令和4年2月18日

【計画期間】

平成30年11月～令和3年6月

【主な特徴及び取組内容】

○ 1期目は平成27年9月30日認定、2期目は令和元年9月18日認定、今回は3回目の認定となる。

○ 目標1 : 男性社員の育児休業等取得率を13%以上とする。

『達成状況』

従来の育児に関する休暇制度を見直し、育児・介護に利用できる休暇制度を創設し、男性が育児に関する休暇を取得しやすい環境を整備した。また、配偶者の出産に合わせて、利用できる制度等についてメールを送信し、育児目的休暇の取得を促した。

その結果、育児休業取得率は、62.5%になった。

○ 目標2 : 女性社員のキャリア形成を支援するための制度の見直し。

『達成状況』

従来の両立支援制度に子の看護特別休暇制度を導入して両立支援制度の充実を図った。また、在宅勤務規程について、仕事と家庭の両立支援の観点から従来の規定を見直し、改定を行った。

○ 目標3 : 有給休暇取得率を60%以上とする。

『達成状況』

盆休み前や年末年始休暇の前に、長期休暇につながる有給休暇取得を促すメールを労働者に送信し、有給休暇の取得促進を行った。

その結果、年次有給休暇取得率は、62%になった。